

資料3

未定稿

臨時・非常勤職員に関する調査結果について  
(都道府県分・暫定版)

平成20年4月1日現在

## 1-1 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別)

(単位：人)

職 種	平成20年4月1日			
	計	構成比(%)	男	女
一般事務職員	26,167	25.3	5,787	20,380
技術職員	2,759	2.7	1,543	1,216
医師	3,420	3.3	2,383	1,037
医療技術員	1,945	1.9	322	1,623
看護師等	4,468	4.3	206	4,262
保育士等	1,755	1.7	448	1,307
給食調理員	1,793	1.7	90	1,703
技能労務職員	8,935	8.7	5,446	3,489
教員・講師	32,430	31.4	12,992	19,438
その他	19,578	19.0	13,124	6,454
合 計	103,250	100.0	42,341	60,909

※1 本調査は、平成20年4月1日現在において、※2に該当する職員について調査を行ったものです。(次頁以降も同じ。)

※2 調査対象職員は、都道府県の臨時・非常勤職員(地方公務員法3条3項3号、17条又は22条2項若しくは5項により任用されている者で、任期付短時間勤務職員や再任用短時間勤務職員等一定の職員を除きます。)であって、任用期間が6月以上又は6月以上となることが明らかであり、かつ、1週間当たりの勤務時間が20時間以上の職員です。

※3 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

## 1-2 都道府県の臨時・非常勤職員数(職種別・任用根拠別)

(単位:人)

職 種					特別職非常勤職員 (法3条3項3号) ※1				一般職非常勤職員 (法17条) ※2				臨時的任用職員 (法22条2項・5項) ※3				計のうち フルタイム 職員
	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	計	構成比 (%)	男	女	
一般事務職員	26,167	100.0	5,787	20,380	12,974	49.6	4,866	8,108	4,854	18.6	396	4,458	8,339	31.9	525	7,814	6,529
技術職員	2,759	100.0	1,543	1,216	1,848	67.0	1,175	673	375	13.6	172	203	536	19.4	196	340	457
医師	3,420	100.0	2,383	1,037	3,002	87.8	2,094	908	257	7.5	176	81	161	4.7	113	48	136
医療技術員	1,945	100.0	322	1,623	1,097	56.4	213	884	351	18.0	52	299	497	25.6	57	440	465
看護師等	4,468	100.0	206	4,262	1,854	41.5	117	1,737	1,032	23.1	9	1,023	1,582	35.4	80	1,502	1,378
保育士等	1,755	100.0	448	1,307	812	46.3	242	570	502	28.6	48	454	441	25.1	158	283	303
給食調理員	1,793	100.0	90	1,703	770	42.9	44	726	697	38.9	18	679	326	18.2	28	298	247
技能労務職員	8,935	100.0	5,446	3,489	5,761	64.5	4,202	1,559	1,969	22.0	687	1,282	1,205	13.5	557	648	994
教員・講師	32,430	100.0	12,992	19,438	14,101	43.5	5,250	8,851	848	2.6	289	559	17,481	53.9	7,453	10,028	16,178
その他	19,578	100.0	13,124	6,454	17,558	89.7	12,057	5,501	1,843	9.4	1,022	821	177	0.9	45	132	131
合 計	103,250	100.0	42,341	60,909	59,777	57.9	30,260	29,517	12,728	12.3	2,869	9,859	30,745	29.8	9,212	21,533	26,818

※1 地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員若しくはこれらの者に準ずる者として任用されている者

※2 一般職として期限付任用されている者(一般的に地方公務員法第17条に基づく任用とされている者)

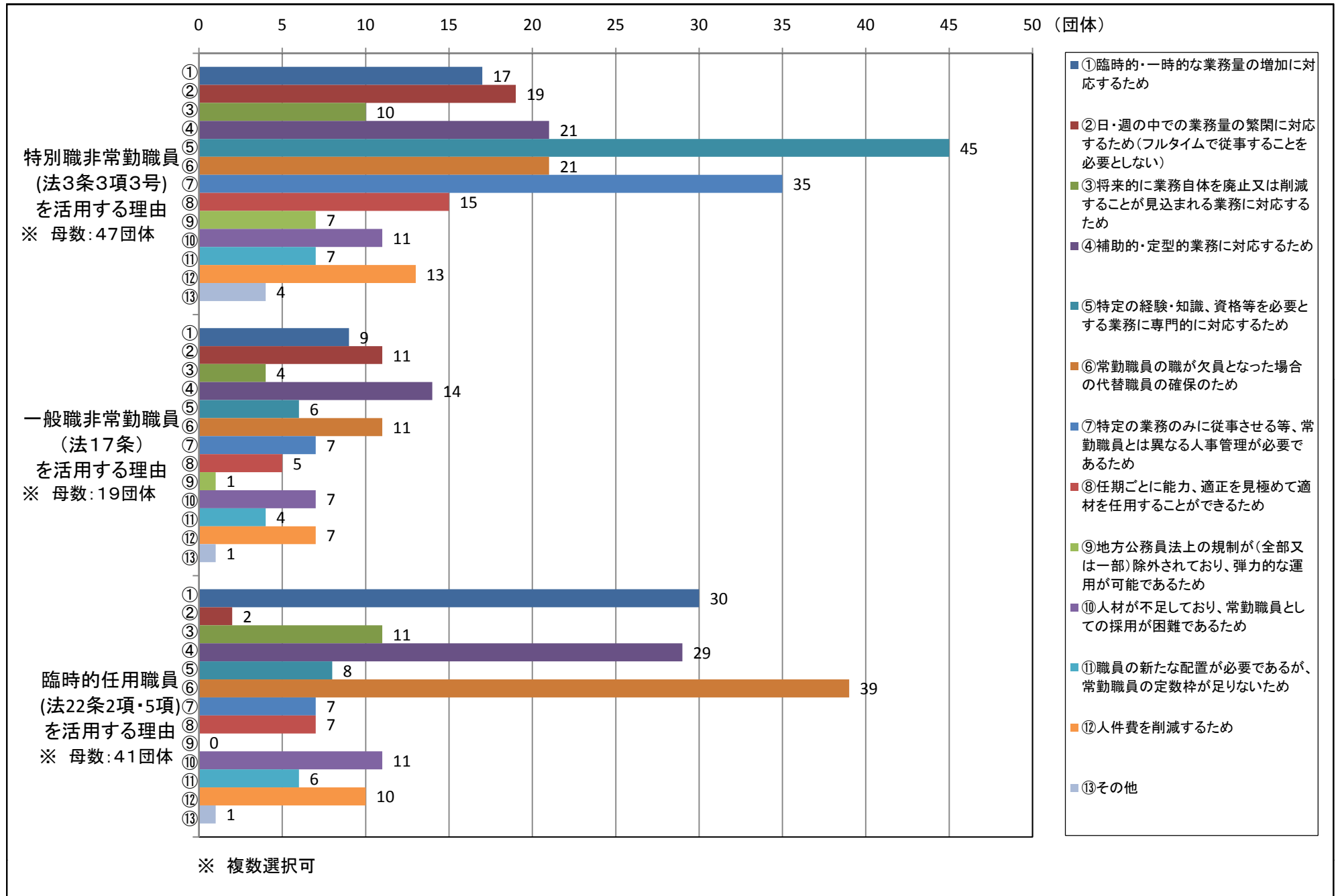
※3 地方公務員法第22条第2項又は第5項に基づき臨時的任用されている者

※4 職種の分類は別表1「職種の分類」のとおりです。

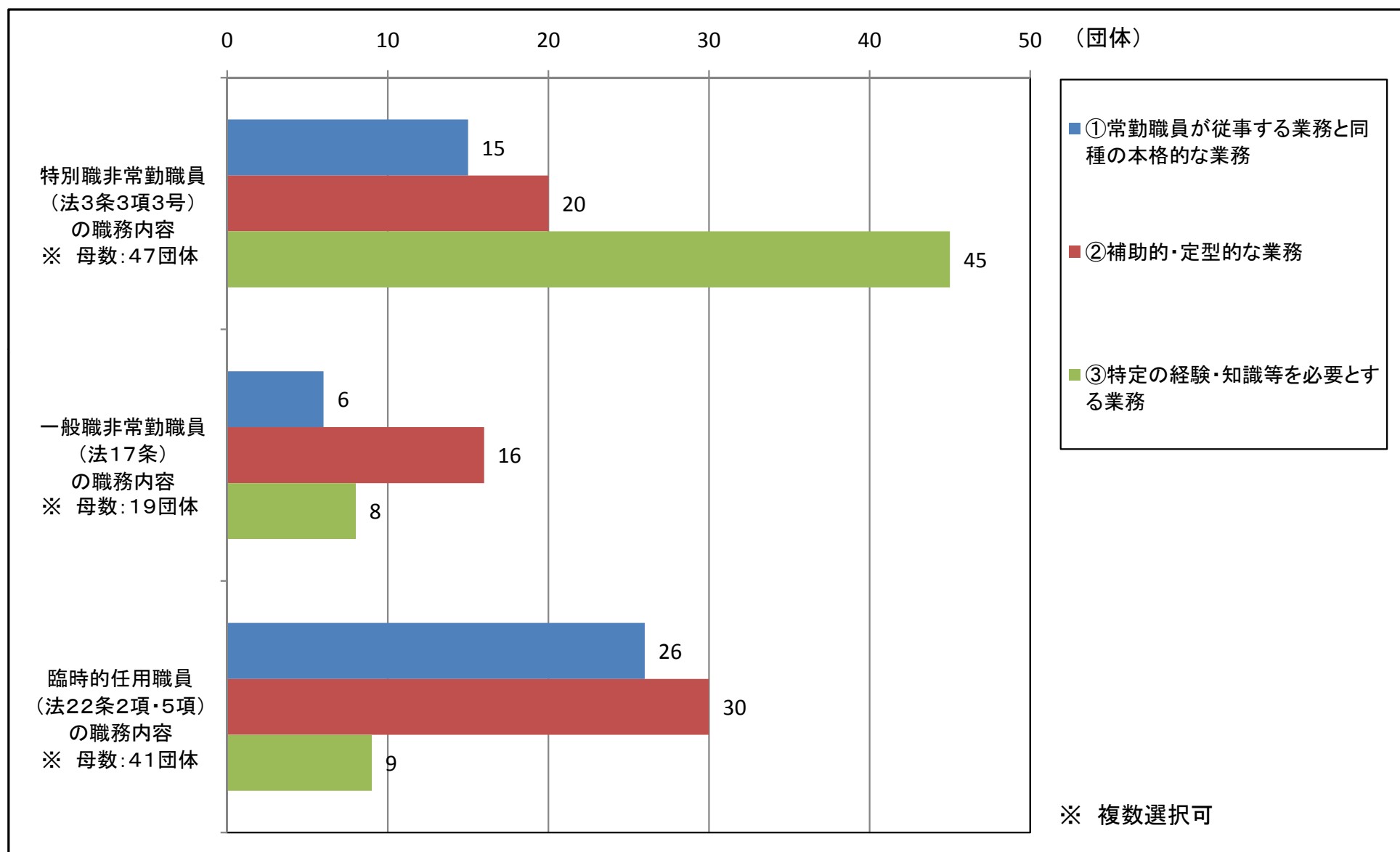
※5 各任用根拠により臨時・非常勤職員を任用している団体数は以下のとおりです。

任用根拠	団体数	活用率(%)
法3条3項3号	47	100.0
法17条	19	40.4
法22条2項・5項	41	87.2

## 2 任用根拠別の臨時・非常勤職員を活用する理由（都道府県）



## 3 任用根拠別の職務内容の区分の基本的考え方（都道府県合計）



#### 4-1 代表的な職種別の任用期間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	任用期間 ※2				
		平均(月数)	(団体数)			
			3か月以下	3か月超 6か月以内	6か月超 9か月以内	9か月超 12か月以内
事務補助職員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	29
	一般職非常勤職員	10.4	2	0	0	12
	臨時的任用職員	7.4	1	26	1	9
看護師	特別職非常勤職員	11.5	1	1	0	33
	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	7.7	0	23	0	9
保育士	特別職非常勤職員	11.8	0	1	0	24
	一般職非常勤職員	9.8	2	0	0	8
	臨時的任用職員	7.9	0	15	1	7
給食調理員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	30
	一般職非常勤職員	10.5	1	2	0	12
	臨時的任用職員	8.0	0	14	1	7
清掃作業員	特別職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	1
	臨時的任用職員	6.0	0	2	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	11.7	1	0	0	34
	一般職非常勤職員	12.0	0	0	0	3
	臨時的任用職員	9.0	0	2	0	2

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「任用期間」とは、条例、規則、要綱等で定められた当初任用する際の基本的な任期です。

## 4-2 代表的な職種別の再度任用の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	再 度 任 用 の 状 況 ※2																		
		再度任用の可否		再度任用回数の上限									通算任用期間の上限							
		不可能 (団体 数)	可能 (団体 数)	定めなし (団体数)	上限あり (団体数)	平均 (回 数)	上限回数(団体数)					定めなし (団体 数)	上限あり (団体 数)	平均 (年数)	上限期間(団体数)					
							1回	2回	3回	4回	5回以上				1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
事務補助職員	特別職非常勤職員	0	30	17	13	3.5	0	5	1	6	1	16	14	4.1	2	0	4	1	6	1
	一般職非常勤職員	3	11	10	2	3.0	0	1	0	1	0	7	6	3.8	0	1	2	0	3	0
	臨時的任用職員	21	18	12	8	1.4	4	3	0	0	0	8	12	1.7	7	1	4	0	0	0
看護師	特別職非常勤職員	1	34	22	12	3.7	0	4	1	6	1	20	14	4.1	1	0	6	1	5	1
	一般職非常勤職員	1	14	14	0	0.0	0	0	0	0	0	11	3	3.2	0	1	1	0	1	0
	臨時的任用職員	12	21	17	7	1.3	5	2	0	0	0	11	12	1.8	7	1	3	1	0	0
保育士	特別職非常勤職員	0	25	17	8	2.9	1	3	0	4	0	16	9	3.7	1	0	4	0	4	0
	一般職非常勤職員	1	11	10	1	4.0	0	0	0	1	0	7	5	3.9	0	1	1	0	3	0
	臨時的任用職員	10	14	11	6	1.5	3	3	0	0	0	6	9	1.9	4	1	4	0	0	0
給食調理員	特別職非常勤職員	0	31	19	12	2.9	0	6	1	5	0	17	12	3.5	1	1	5	1	4	0
	一般職非常勤職員	1	14	10	3	3.0	0	1	0	1	0	10	5	3.5	0	1	2	0	2	0
	臨時的任用職員	9	14	13	3	1.5	1	1	0	0	0	9	7	1.7	4	1	2	0	0	0
清掃作業員	特別職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0
	一般職非常勤職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	0	1	1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	2.0	0	1	0	0	0	0
消費生活相談員	特別職非常勤職員	0	35	24	10	4.0	0	2	1	6	1	23	12	5.6	0	1	2	1	5	3
	一般職非常勤職員	0	3	3	0	0.0	0	0	0	0	0	2	1	3.0	0	0	1	0	0	0
	臨時的任用職員	2	1	2	0	0.0	0	0	0	0	0	1	1	2.0	0	1	0	0	0	0

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 「再度任用」とは、当初予定されていた任用期間を満了した後、引き続き同じ職種に任用することです。法22条2項及び5項に規定するような法定の更新は除きます。なお、任期の満了した職員を、任期満了後1か月以内の間隔を空けて再び任用する場合も再度任用に含めます。

## 4-3 代表的な職種別の同一人の再度任用を可能としている理由（都道府県）

（単位：団体）

職 種	任用根拠	同一人の再度任用を可能としている理由					回答の母数	
		1 勤務実績が良好であった者を引き続き勤務させるため	2 専門的知識・技能、資格・免許を要する職であり、人材確保が困難であるため	3 業務内容の特殊性、勤務時間の不規則性により、人材確保が困難であるため	4 担当業務（又は行政事務）に習熟した者を再度任用する方が効率的であるため	5 改めて募集、選考・採用試験を行うことが負担であるため		6 その他
事務補助職員	特別職非常勤職員	8	8	1	13	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	1	0	5	0	0	10
	臨時的任用職員	5	1	0	8	0	3	17
看護師	特別職非常勤職員	4	21	2	7	0	0	34
	一般職非常勤職員	3	8	0	3	0	0	14
	臨時的任用職員	3	14	1	2	0	0	20
保育士	特別職非常勤職員	3	15	1	6	0	0	25
	一般職非常勤職員	3	5	0	3	0	0	11
	臨時的任用職員	2	5	2	4	0	1	14
給食調理員	特別職非常勤職員	5	7	6	12	0	0	30
	一般職非常勤職員	4	3	2	4	0	0	13
	臨時的任用職員	2	4	3	4	0	0	13
清掃作業員	特別職非常勤職員	1	0	0	0	0	0	1
	一般職非常勤職員	0	0	0	1	0	0	1
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	5	19	1	10	0	0	35
	一般職非常勤職員	0	1	0	2	0	0	3
	臨時的任用職員	0	0	0	0	0	1	1

※ 1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。



## 5 代表的な職種別勤務時間の状況（都道府県）

代表的な 職 種 ※1	任用根拠	1週間当たりの勤務時間			
		平均勤務時間 (時間)	20時間以内 (団体数)	20時間超 30時間以内 (団体数)	30時間超 40時間以内 (団体数)
事務補助職員	特別職非常勤職員	30.9	0	21	6
	一般職非常勤職員	32.5	0	9	3
	臨時的任用職員	39.5	0	1	37
看護師	特別職非常勤職員	30.9	1	22	7
	一般職非常勤職員	31.1	0	11	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	31
保育士	特別職非常勤職員	30.5	1	16	6
	一般職非常勤職員	32.2	0	7	2
	臨時的任用職員	39.9	0	0	23
給食調理員	特別職非常勤職員	31	0	20	6
	一般職非常勤職員	30.2	1	10	2
	臨時的任用職員	39.2	0	1	21
清掃作業員	特別職非常勤職員	20	1	0	0
	一般職非常勤職員	0	0	0	0
	臨時的任用職員	40	0	0	1
消費生活相談員	特別職非常勤職員	30.1	1	27	5
	一般職非常勤職員	27	0	3	0
	臨時的任用職員	40	0	0	3

※1 代表的な職種の分類は別表2「代表的な職種」のとおりです。

※2 団体内で、同じ職種について複数の勤務時間の設定がある場合には、最も対象者の多い設定について回答しています。

## (別表1) 職種の分類

分 類	業 務 内 容 例
一般事務職員	事務系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
技術職員	技術系の常勤職員が通常行う業務に類似する業務を行う者
医師	保健所嘱託医、福祉事務所嘱託医、健康づくり嘱託医、福祉施設医員 等
医療技術員	薬剤師、臨床検査技師、栄養士、心理技術員、予防接種補助員、歯科衛生士、理学・作業療法士 等
看護師等	保健師、看護師、助産師 等
保育士等	施設保育士、施設内介護職員、介助員、寄宿舍指導員、ホームヘルパー、ガイドヘルパー 等
給食調理員	病院調理員、学校調理員 等
技能労務職員	運転手、電話交換手、清掃機械運転、ごみ収集、家畜防疫作業、電気・ボイラー操作、守衛・庁務員 等 (一般事務職員の業務を除く技能・労務系の職務を行うもの。ただし、病院調理員、学校調理員等は「給食調理員」に分類のこと。)
教員・講師	代替教員、学校講師、研修講師、児童施設講師、幼稚園教諭、英語指導助手 等
その他	館長(公民館館長等)、相談員(消費生活相談員、交通事故相談員、青少年相談員等)、指導員(交通安全指導員、国民年金指導員等)、調査員(統計調査員等)、研究員(埋蔵文化財調査研究員等)、行政協力員(行政連絡員、駐在員等)、施設管理人(市町村有林管理人等)、奉仕員(森林巡回員等)、その他(上記以外の職種で臨時・非常勤職員が従事しているもの)

※ 選挙の実施に伴う臨時・非常勤職員については、当該年度の特殊事情によるものとして、今回の対象職員から除きます。

## (別表2) 代表的な職種の分類

職 種	解 説
事務補助職員	一般事務職員のうち、常勤職員の補助業務を行う者
看護師	看護師資格を有する者(保健師、助産師、准看護師を除く。)
保育士	保育士資格を有する者(いわゆる保育補助等の無資格者を除く。)
給食調理員	学校、給食センター、各種施設等で給食の調理業務に携わる者(調理師免許の有無を問わない。)
清掃作業員	ゴミ収集、道路・施設清掃等の清掃業務に従事する者
消費生活相談員	消費生活センター等で相談業務に携わる者(資格の有無を問わない。)